# 平成29年度

# 外部評価結果報告書

平成29年11月 会津若松市外部評価委員会

# 目 次

1	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	外部評価対象施策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	外部評価結果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	おわりに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
ß	村属資料													
1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
2	会議経過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
3	根拠条例・要綱等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17

## 1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善の PDCA マネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条に位置づけているところである。

平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を 行い、これを活かすことにより、市の最終評価がより適切に行われることを目指して、 学識経験者や公募市民による外部評価を実施しているところである。

さて、「会津若松市第7次総合計画」の初年度である平成29年度については、計画 に掲げる10政策のうち「政策1 次代を創る子どもたちの育成」を、42政策分野のう ち「政策分野11 森林・林業」「政策分野16 中心市街地・商業地域」「政策分野40 公共施設」を選定したところである。

その選定理由については、まず子育て支援について出産から教育まで総合的に評価する観点から「政策1 次代を創る子どもたちの育成」全体を評価した。(ただし「政策分野2 学校教育」は除く。)さらに、森林資源の活用や国土の保全の観点から「政策分野11 森林・林業」を、施政方針にも示され市民の関心も高い神明通りアーケードの整備と関連する政策分野である「政策分野16 中心市街地・商業地域」を、各政策分野に関係する公共施設のマネジメントの観点から「政策分野40 公共施設」を評価した。

それぞれの政策・政策分野を評価するにあたっては、担当課との質疑応答を複数回 実施して検証を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして今後必要とされる取 組、改善の方向性などを評価・意見としてとりまとめたところである。

今回の評価・意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算・人員の中で全職員の 創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って、市政運営に尽力されることを強く願うものである。

会津若松市外部評価委員会 委員長 青木 孝弘

副委員長 坂場 八重子

委 員 江花 義博

委員 庄司 遼

委員 鈴木 勝人

委 員 藤﨑 秀司

委員 山口巴

# 2 外部評価対象政策・政策分野

外部評価対象の政策・政策分野については、次の4つを選定した。

政策目標	政策/政策分野	主管部課
未来につなぐ ひとづくり	政策1 次代を創る子どもたちの育成 (「政策分野2 学校教育」は除く)	企画政策部 健康福祉部 教育委員会
強みを活かす	政策3 生活の基盤となる仕事の創出 「政策分野11 森林・林業」	農政部農林課
しごとづくり	政策4 地域の個性を活かした賑わいと魅力の向上 「政策分野16 中心市街地・商業地域」	観光商工部商工課
豊かで魅力あ る地域づくり	政策10 社会の変化に対応した行財政運営 「政策分野40 公共施設」	企画政策部企画調整課 総務部総務課

# 3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策の内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。市当局は平成29年度の行政評価における最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけではなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

政策名	1 次代を創る子どもたちの育成	企画政策部 <b>主管部課</b> 健康福祉部 教育委員会		
目指す姿	「政策分野1 子ども・子育て」 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子 「政策分野3 教育環境」 すべての子どもたちが、等しく教育を れる環境が整ったまち 「政策分野4 地域による子ども育成」 地域社会全体で子どもたちを育み、子 るまち	どもが育つまち 受け、安全で安心して学校生活を送		
主な事務事業	──│「政策分野3 教育環境」			

#### 【評価、期待する点】

#### 1 政策全体

- 家庭の事情に応じたきめ細かい施策が実施されている点は評価できる。特に、児童 手当の支給や子ども医療費の無償化などの経済的支援、妊娠期から出産、子育て期ま での健康保持支援などは、これまでの取組による成果が現れており今後も継続的な支 援を期待する。
- 第7次総合計画中の「将来人口に対する考え方」では、人口維持に向けて合計特殊 出生率を2040年までに2.2までの上昇を目指しているが、実現のためには予算の拡大も 含め、他政策より優先順位を上げるべきである。なお、事務事業の策定にあたって は、スクラップ&ビルドの考えを持ち「何をやるか」ではなく「何をやらないか」の 姿勢が必要である。

あわせて、他政策分野の施策ではあるが、他地域への人口流出を防ぐため、産業の活性化による地域の雇用拡大にも努めていただきたい。

● 男女がともに働きながら子育てが出来る仕組みが望まれており、多くの子育て支援 の施策が今以上に多くの子どもに届くことを期待する。

#### (1) 政策分野 1 子ども・子育て

● 全体として子どもを育てる上で必要な施策が網羅されており継続すべきと考える。 なお、事業数が多いので予算の適正な執行に留意していただきたい。

#### (2) 政策分野3 教育環境

- 子どもが義務教育を受けられる環境を整えることは大切であり、そのための施策が 実行されている。経済的理由で就学に支障を来たす子どもが出ないよう施策を進めて いただきたい。
- 学校の耐震化は順調に取り組まれており、今後も計画通り進めるべきである。また、教育水準を上げるため教材、教育機器等の充実にも努めていただきたい。

#### (3) 政策分野4 地域による子ども育成

● 核家族化が進む中で子育てを支えるのに有効な施策である。青少年の健全育成のため、地域社会との関わりを大切にしながら進めていただきたい。

### 【見直し、改善、留意すべき点など】

#### 1 政策全体

- 安心な出産、育児への支援、また子どもの育ちの見守りは行政対応だけでは、十分とはいえない面が出てくる。今後とも各地域団体やNPO、ファミリー・サポート・センターなどの民間団体との協働等による、より充実した温かい支援が必要である。
- 人口(流出)減少社会、少子高齢社会のなかで、持続的な地域社会をつくっていく ためには、安定的に生活するための雇用の場の確保とともに、安心して子育てをでき る環境を整えることが必要不可欠である。

「全ての子どもを育てる環境の整備がなされている」と本市で暮らす人、外から来る人が認識することで、本市で子育てをする人が増加し、人口流出の抑制や地域の活性化が図られていく。行政は、こうした大きな認識を持って施策の推進に取り組んでほしい。

● 期間が限定される事務事業ではなく、より多くの子どもに行き届くよう継続的な事務事業を展開するべきである。

#### (1) 政策分野1 子ども・子育て

● ひとり親家庭や障がい児に対する施策は給付等による経済的な支援が中心であるが、養育者への心のケアなど精神的な支援も重視すべきである。支援にあたっては、地域との連携や民間団体なども活用することで、これまで以上の支援の拡充を図ることができる。

#### 施策推進の方向性

地域の民間団体等と連携し、引き続き事業を進めるべきである。

#### 事務事業に関する意見

#### 1 政策分野1 子ども・子育て

#### (1)育児支援事業【施策2-3】

● 多くの母親にとって、訪問されることはとても感謝の思いだったと思う。訪問することで支援が必要な家庭と支援機関をつなげることが可能となり、次のステップにもつながる。さらなる活動に期待する。

#### (2) ブックスタート事業【施策2-7】

● 健診未受診者の対応については、家庭訪問を実施していただきたい。本を手渡すの みならず訪問の際の会話が重要であり、それによって温かみのある行政対応が可能で あると思う。

#### (3)公立保育所運営事業 【施策3-2】・公立幼稚園管理運営費【施策3-3】

● 国が進める幼保一体化や、本市が進める公共施設マネジメントの流れのなか、公立 保育所と公立幼稚園の存在意義が問われており、今後のあり方について速やかに広く 議論を行い、合意を形成する必要がある。

# (4)児童健全育成事業(こどもクラブ市直営分)(こどもクラブ民間委託分) 【施策3-7・8】

■ こどもクラブが、拡大する需要に対応して拡充が図られている点は、評価できる。 市独自で開催する研修会には、全てのこどもクラブ施設が参加するなど、人材育成に も配慮されている。今後は、指導員のスキルを客観的に示す評価指標を検討するな ど、指導員の一層の質の向上に取り組んでいただきたい。

#### (5) 認可外保育施設助成事業【施策3-15】

● 認可外保育施設への支援は、地域の子育て力向上に有効であり、より一層支援すべきである。

#### 2 政策分野3 教育環境

(1) 学校施設耐震化事業【施策2-1】

(仮称)河東学園中学校建設事業【施策2-2】

城北小学校校舎北東棟改築事業 【施策2-3】

● 児童、生徒の安全を最優先した工事が計画、実施されており、工事期間中の生徒の 状況について、学校や関係者間でコミュニケーションがよく取られている。

#### (2) 理科教育設備費【施策2-14】

● 理工系の学問は常に進歩しているので、最新の知見に対応できるようにすべきである。場合によっては予算の増額も検討すべきである。

#### 3 政策分野4 地域による子ども育成

- (1)地域子育て支援拠点事業【施策1-2】 中央保育所子育て支援センター事業【施策1-3】 広田保育所子育て支援センター事業【施策1-4】
- 課題の解決のため、地域の民間団体などの活用も検討すべきである。

#### (2)子どものことばの力・まなびの力育成事業【施策1-6】

■ 「会津ビブリオバトル」や「ブックスタート事業」など本市独自の取組が行われており、継続的な発展に期待したい。

#### (3) ファミリー・サポート・センター事業【施策 4-1】

● 仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを 行うため、ファミリー・サポート・センターだけでなく、地域の認可外保育施設、事 業所内保育施設、へき地保育所、幼稚園なども活用した施策を展開すべきである。

政策 分野名	11 森林·林業	主管部課	農政部農林課				
目指す姿	豊かな森林資源を活用した林業による資源循環が可能なまち						
主な 事務事業	<ul><li>◆ 林地台帳整備事業</li><li>◆ 森林環境整備事業</li><li>◆ 市民と共生の森整備事業</li></ul>						

#### 【評価、期待する点】

- 林業の振興は、山林の資産価値を上げることが本質であると考える。その端緒となる施策に行政は取り組むべきであり事業を拡大していくべきである。
- 森林事業体による森林経営計画の策定と間伐補助の取組は、これまでのところ一定の効果が認められ評価できる。
- 森林資源を活用するために掲げている施策は、いずれも必要なものであり評価できる。今年5月に設立された「会津地域森林資源活用事業推進協議会」の今後の具体的な取組に期待したい。森林病害虫等の駆除や予防など、森林の保全についても計画的に取り組んでおり、資源の循環という観点からも評価できる。

自治体としての取組には限界があるので、民間事業者への支援や制度の 整備、情報の提供などの取組で成果を出していただきたい。

● 防災や緑に恵まれた生活環境の保持などの観点から森林の管理、整備は重要である。これら森林や林業に関する施策には、広大な面積を対象として長期ににわたる取組が必要であり、将来に向けて継続していくべきである。

#### 【見直し、改善、留意すべき点など】

● 森林経営計画を策定できる事業体は、実質上森林組合に限られることから、施策が森林組合の能力に縛られる面は否定できない。

中長期的な観点から、また森林整備だけではなく森林資源の様々な活用にも柔軟に 取り組むことができる機動性の面からも、小規模事業者の育成にも努力していただき たい。

- 積雪による材の曲がりや、通称「トビクサレ」(※)被害の影響から、会津材の品質が低く市場競争力がないことが、循環利用促進補助金の根拠のひとつとされているが、秋田杉や木曽檜など、厳しい自然環境でも評価が高い産地がある。品質を向上させ、市場を開拓し、補助金に依存しないことが、林業が目指す方向性であり、その実現に向けて努力していただきたい。
  - ※トビクサレとは、カミキリムシ等の穿孔性害虫によりスギ材が変色・腐朽するもので、木 材価格を下げる要因となる。県内では特に会津地方での出現頻度が高い。
- 国産材の価格が低迷し、林業の採算が難しい現状であるが、森林保全、木材国内自 給率の確保のためには、内容等を充分に精査した上で、経費的な支援をしてでも林業 の継続性を確保すべきと考える。あわせて林業後継者の育成にも努めていただきた い。
- ◆ 本政策分野においては、森林資源の需要拡大と市民への還元の事業が少ない。「木育」(※)など市民が森林資源の恩恵を、より感じられる施策の展開をすべきである。
  - ※木育とは「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」(平成18年9月 国の「森林・林業基本計画」より)

ただし、現在では教育活動のみならず乳幼児期からの木との触れ合い等も含む。

#### 施策推進の方向性

森林の整備、保全と併せ森林資源の活用も考慮しながら、引き続き事業を進めるべきである。

#### 事務事業に関する意見

#### 1 広葉樹林再生事業【施策1-5】

● 原木材の放射性物質の低減を図り、早期再生することは大切である。作業前、作業 後の放射線量のチェック、作業実施の確認をしながら継続してほしい。

#### 2 林地台帳整備事業【施策 1-11】

● 林地台帳の作成にあたっては、困難な事例が多くあると思うが、個人所有者の森林を守る意識を高めるためには、良い機会になると期待する。

3	森林環境整備事業	『体生 9 - 1	٦
J	双侧设油 杂油 事 夫		

● 豊かな森林体験は子ども達にとって良い経験になる。自然の大切さを直接学ぶことができる事業であり、継続すべきである。

#### 4 林業管理費【施策2-2】

● 支援先を限定するのではなく、支援先を広く募集することも有効であると考える

# 5 特用林ウルシ樹育成事業 (金堀地区) (南原地区) 【施策2-3・4】

● 漆器産業は本市の重要な伝統産業である。ウルシ液の生産は現時点では採算が厳しいかもしれないが、伝統産業を支えるためにも、地元で必要なウルシ液の供給体制を構築する必要があると考える。

政策 分野名	16 中心市街地·商業地域	主管部課	観光商工部商工課				
目指す姿	商機能やコミュニティ機能等が充実し、快適で利便性が高い、魅力・活力に あふれるまち						
主な 事務事業	<ul><li>● 中小企業振興条例補助金</li><li>● 中心市街地活性化事業</li></ul>						

#### 【評価、期待する点】

- 中心市街地活性化基本計画を策定し、会津若松市中心市街地活性化協議会や株式会 社まちづくり会津と連携しながら事業を展開している点、それら外部団体の透明性や 適正なガバナンスに配慮されている点は評価できる。
- 活力ある「まち」にするため、郊外型店舗との役割分担を考え、現在の施策を継続していくことが重要と考える。なお、高齢者や外国人観光客等へ配慮した「まち」の整備、昔ながらのまち並みの保存なども、中心市街地の活性化のため併せて検討していただきたい。

#### 【見直し、改善、留意すべき点など】

● 商店街の魅力向上を目的に補助金の交付、イベント開催、部分的な修景などの施策を行っているが、成果の実感が感じられない。

自分たちのまちの魅力は、地元の住民ではなく、外部からの訪問者や観光客によって発見されることもある。施策については、地元の市民や行政だけが主体になっているように思われる。外部と多く交流し、市外から魅力的な人材を求める取組が必要である。

- 市がやるべきことは、個々の商店街や店舗ではできない、まち全体のイメージづくりであるが、本市のまち全体としてのイメージが見えない。各商店街や通り、遊休不動産などを個々の施策で整備、活性化するのではなく、本市の一連のまちづくりとして捉え、市全体のまちづくりの観点から、各々を連動させた施策をすべきである。
- 中心市街地振興のため多くの事業があることは理解したが、市民としてそのことに 実感が無いように思う。受け手の市民意識の問題もあるが、まずは市民への情報発信 が必要である。アイディアに富む情報発信に期待する。

- 申心市街地・商業地域の活性化は、永続的な課題であるが、意欲のある事業者が、 数多く出店できる環境整備が肝要である。また、地域資源を活用した特色のある商店 街づくりへの支援が必要と考える。
- まちづくりに関与できる活動団体の増加や市全体の振興を考慮し、多様性を持った 事業展開を図り拡大していくべきと考える。
- 賑わい創出は各店舗の努力だけでなく、地域全体の連携した取組が必要である。買い物の場所としてだけでなく、様々な機能、魅力を持つエリアづくりが重要である。

#### 施策推進の方向性

各地域資源を活用する個々の取組だけでなく、市全体としてのまちづくりをイメージ、考慮しながら、引き続き事業を進めるべきである。

#### 事務事業に関する意見

#### 1 中小企業振興条例補助金【施策 1-1】

- 事業が軌道に乗るまで補助金は必要であるが、効果の検証をすべきである。
- 神明通りのアーケード設置は市民の関心が高い事業である。隣接する生涯学習総合 センターの利用者には、ぜひ立ち寄って欲しいが、そのためには魅力ある商店街づく りが重要な課題となる。

#### 2 会津版家守事業【施策 1-2】

● 空き家、空き店舗は増加しており、高齢社会の到来で今後急増が見込まれているなか、未だ講演会事業が中心というのはスピード感に欠けている。移住(空き家)と出店(空き店舗)のセットで対策を講ずる等、迅速で組織横断的な取組みに期待したい。

#### 3 十日市実行委員会負担金【施策 1-3】

● 十日市は歴史ある本市の文化であることから、さらに継続することが大切である。 同様の行事を、気候の良い他の月にも実施するなども検討してほしい。

4 また	らなか賑わいづ	くり	プロジェク	クト事業負担金	·【施策2−3】
------	---------	----	-------	---------	----------

- 商店街が高齢化し、各種経済団体も会員が減少する中、多様な主体がまちづくりに 参画する手法は大変重要である。若者、子育て、高齢者支援などに取り組む諸団体と の連携強化に期待したい。
- 中心市街地の活性化は喫緊の課題であり急務である。危機感をもって早急に進めるべきである。
- バナーやのれんの作成は良いと思う。全市への波及と効果を期待するとともに常に アイディアを出し続ける努力が必要だと思う。
- 朝市の開催なども検討すべきである。

政策 分野名	40 公共施設	主管部課	企画政策部企画調整課 総務部総務課
目指す姿	適切な公共施設の環境のもと、最適な公共	<b>ミサービス</b> ;	が提供されているまち
主な 事務事業	<ul><li>公共施設マネジメントの推進</li><li>市有財産管理事務</li></ul>		

#### 【評価、期待する点】

- 会津若松市公共施設等総合管理計画を策定し公共施設マネジメントに着手している 点は、財政の中長期的な持続可能性や施設の安全性を高める上で重要であり評価でき る。計画策定後に財産の取得や整備構想が持ち上がっているが、計画の実効性と整備 の両立とに充分に配慮していただきたい。
- 公共施設マネジメントでは、社会状況の変化に応じて施設が提供するサービスの再編や、施設の複合化が求められる。この点、施設の設置目的に固執せず、市民の活力を引き出し増進させるような事業展開に期待する。

また、事業の進捗を測定する客観的指標が必要であり、公共施設総量の削減面積など具体的な数値目標の検討が望まれる。

● 公共施設の管理運営は問題なく行われている。今後も利用者などの声をより適切に 取り入れ、さらなるサービスの提供を期待したい。

また、市民の使用を最優先としながらも、スポーツ施設などを活用した観光客誘致 などにも積極的に取り組んでいただきたい。

● 各政策分野に関係する公共施設をマネジメントする重要な政策分野であり継続すべきである。市の将来像を見据えながら取り組んでいただきたい。

#### 【見直し、改善、留意すべき点など】

● 公共施設は市民生活に深くかかわり、また施設が安全で安心して利用できることが 大前提であり、総合的な取組が必要である。公共施設マネジメントにあたっては、市 有財産は市民の財産だという認識を忘れず、情報の公表と共有を図っていただきた い。 ● 高度成長期に整備された公共施設が更新の時期を迎えており、その維持管理に多額の費用がかかるが、慎重な財政運営に留意していただきたい。

#### 施策推進の方向性

市民と情報の共有を図りながら引き続き事業を進めるべきである。

#### 事務事業に関する意見

#### 1 公共施設マネジメントの推進【施策 1-1】

- 公共施設マネジメントに関する周知啓発について、「市政だより」での広報やシンポジウム、タウンミーティングの開催など様々な方法で取り組んでいることは評価できる。しかしながら、それらの参加者は、比較的年齢の高い男性が多いことから、若者や女性の意見をどう吸い上げるのか、さらなる工夫を求めたい。
- 行仁地区でのモデル事業については、引き続き丁寧な事業運営に心がけていただきたい。検証作業を通じて、成果と課題を関係部局、さらには市民と共有することが重要である。
- 市政だより、市ホームページ、シンポジウム等の周知方法に加えて各町内への出前 講座を積極的に進めてはどうか。直接、住民の方々の意見が聴取でき、また行政の意 見を伝えるなど、有意義な意見交換ができると思う。
- 「施設カルテ」を作成し施設評価を行うことは適切な手法である。対象となる公共施設は多いが、スピード感を持って行うべきである。「施設カルテ」の作成にあたっては周辺環境の実情についても確認すべきである。

#### 2 市有財産管理事務【施策2-1】

● 市の所有する土地や施設等について、「子ども子育て事業」への利用など広く市民が 活用できるよう、庁内での情報共有や連携を図りながら積極的に実施すべきである。

#### 関連政策分野について

「政策分野40 公共施設」の評価にあたり、関連政策分野として「政策分野39 まちの拠点(市役所庁舎の整備・会津若松駅前の整備検討・県立病院跡地の利活用の検討)」について担当課(企画政策部企画調整課)より情報の提供を受けた。

両政策分野は密接に関連しており、公共施設の整備、マネジメントにあたっては今後 とも連携した取組を期待したい。

# 4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

- 評価結果について、それらが施策にどのように反映されたかを示すべきである。
- 事務事業については、現状では実施手法を評価することになっているが、実際には 事業主体の適切性だけではなく、事業内容と成果についても評価している。何を評価 するのか、明確にした方がよいと考える。
- ホームページで委員名と委員会の日程、議題を公開し、市民傍聴の機会を拡充すべきと考える。
- 評価の際の参考資料として、各政策分野の事業件数、事業費、所要一般財源、概算 人件費の合計を示していただきたい。

# 附属資料

#### 1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役 職	氏 名	備考
委員長	青木 孝弘	学識経験者(会津大学短期大学部講師)
副委員長	坂場 八重子	学識経験者 (男女共同参画団体)
	江花 義博	公募市民委員
	庄司 遼	学識経験者 (司法書士)
委 員	鈴木 勝人	学識経験者 (税理士)
	藤﨑 秀司	公募市民委員
	山口 巴	公募市民委員

#### 2 会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	6月28日	概要説明 外部評価対象施策選定
第2回	7月12日	外部評価対象政策分野(森林、中心市街地)概要説明
第3回	7月26日	外部評価対象施策(森林、中心市街地)質疑応答
第4回	8月9日	外部評価対象施策 (森林、中心市街地) 評価・意見交換 外部評価対象施策 (子ども育成、公共施設) 概要説明
第5回	8月23日	外部評価対象施策(子ども育成、公共施設)質疑応答
第6回	9月27日	外部評価対象施策(子ども育成、公共施設)評価・意見交換
第7回	10月19日	外部評価結果報告書案検討
第8回	11月2日	外部評価結果報告書決定
報告	11月8日	外部評価結果報告書の市長への報告

## ※評価の流れ

- ①政策分野の取組概要について市担当課が説明
  - → 各委員から質問
- ②政策分野の取組に対する質問及び回答
  - → 各委員が評価案を作成
- ③政策分野に対する評価案を発表し、意見交換

#### 3 根拠条例 要綱等

#### 会津若松市自治基本条例(抜粋)

【平成28年6月29日施行】

#### (行政評価)

- 第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。
- 2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。
- 3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を 確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

#### 会津若松市外部評価委員会開催要綱

(平成17年6月13日決裁) (平成19年6月1日一部改正) (平成29年3月21日一部改正)

(開催)

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(構成)

- 第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。
  - (1) 学識経験者等 4人
  - (2) 公募による市民 3人

(任期)

- 第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を 限度とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。